

令和元年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑱（旧政策分野⑰）：森林の有する多面的機能の発揮							
No	政策手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			関連する 指標	政策手段の概要・実績	令和2年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H29年度 （百万円）	H30年度 （百万円）	R1年度 （百万円）			
(1)	森林病虫害等防除法 （昭和25年）	—	—	—	(5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与した。	—
(2)	国有林野の管理経営に関する法律 （昭和26年）	—	—	—	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	国有林野の適切かつ効果的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	—
(3)	森林法（普及指導事業制度） （昭和26年）	—	—	—	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ (6)-①-ア (6)-①-イ	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与した。	—
(4)	森林法（保安施設地区制度） （昭和26年）	—	—	—	(5)-①-ア (5)-①-イ	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与した。	—
(5)	森林法（保安林制度） （昭和26年）	—	—	—	(5)-①-ア (5)-①-イ	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講ずることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与した。	—
(6)	森林法（林地開発許可制度） （昭和26年）	—	—	—	(5)-①-ア (5)-①-イ	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与した。	—
(7)	地すべり等防止法 （昭和33年）	—	—	—	(5)-①-ア	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与した。	—
(8)	分収林特別措置法 （昭和33年）	—	—	—	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	—
(9)	森林法（森林計画制度） （昭和39年）	—	—	—	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	長期的視点に立つて、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与した。	—
(10)	林業種苗法 （昭和45年）	—	—	—	(1)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図ることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	—
(11)	森林の保健機能の増進に関する特別措置法 （平成元年）	—	—	—	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与した。	—
(12)	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 （平成7年）	—	—	—	(7)-①-ウ	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与した。	—
(13)	森林経営管理法 （平成31年）	—	—	—	(1)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	—

(14)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	—	—	—	(1)①-ア (1)②-ア (2)①-ア (2)②-ア (3)①-ア (4)①-ア (5)①-ア (5)①-イ (5)②-ア (5)②-イ (5)②-ウ (6)①-ア (6)①-イ (7)①-ア (7)①-イ (7)①-ウ (8)①-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与した。	—
(15)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連：元-7,8,12,14,15,22)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	(1)②-ア (3)①-ア (4)①-ア (5)①-ア (5)①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。 本支援により農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化のための予防治山、路網整備等を推進することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、山地災害等の防止に寄与した。	0134
(16)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連：元-12,14,22)	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)	10,886 (10,591)	(2)③-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 本交付金により、被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣被害の防止に寄与した。	0217
(17)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連：元-3,7,8,12,14,15,16,18,19,22)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	(6)①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組まを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0219
(18)	地域森林計画編成事業費補助金 (昭和14年度) (主、関連：元-12)	145 (138)	141 (133)	120 (112)	(1)①-ア (1)②-ア (3)①-ア (4)①-ア	都道府県に対して森林GISの整備を推進するための空間データ等の整備や集約化等に必要となる森林所有者情報の管理体制の整備について支援。 このことにより、森林に関する情報を的確かつ効果的に把握・分析し、地域森林計画等に反映できる体制を整備することにより、効率的な間伐等の推進が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与した。	0222
(19)	森林病虫害等被害対策 (昭和25年度) (主、関連：元-12)	718 (711)	718 (706)	715 (703)	(5)②-ア (5)②-イ (5)②-ウ	森林病虫害等による被害対策として被害のまん延を防止するため、東北地方の県境付近において農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業等を実施するとともに、都道府県が行う森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助し、森林病虫害等の被害の防止に寄与した。	0223
(20)	治山事業(補助) (昭和26年度) (主、関連：元-12)	24,387 (24,278)	34,974 (34,628)	35,319 (34,836)	(5)①-ア (5)①-イ	都道府県に対して、治山事業の実施に要する経費を支援。 これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等における治山施設の設定や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与した。	0224
(21)	保安林等整備管理費 (昭和27年度) (主、関連：元-12)	482 (468)	481 (465)	484 (467)	(5)①-ア (5)①-イ	都道府県に対し、農林水産大臣が行う保安林の指定・解除の事務等を委託し、必要な経費を支払う。 このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用が図られ、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与した。	0225
(22)	森林整備事業(国研) (昭和36年) (主、関連：元-12)	28,132 (28,132)	27,335 (27,334)	31,231 (31,231)	(1)②-ア (2)①-ア (3)①-ア (4)①-ア	県域を越えた流域全体の水源林造成を行い、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等の補助。 土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人 森林研究・整備機構が森林を造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与することで、県域を越えた下流域全体における「緑のダム」機能を確保。また、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等。 本事業の実施により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与した。	0226
(23)	森林経営計画認定事業委託費 (昭和44年度) (主、関連：元-12)	1 (0.3)	1 (0.5)	0.8 (0.4)	(1)①-ア (1)②-ア (3)①-ア (4)①-ア	森林経営計画の認定を農林水産大臣が行う場合、必要な現地調査等を国に替わって、都道府県に委託して実施。 本措置により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与した。	0227
(24)	特別母樹林保存損失補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	(1)②-ア (2)②-ア (3)①-ア (4)①-ア	林業種苗法第8条に基づき特別母樹(林)として指定することにより、当該森林所有者等が本来得られるであろう所得の損失を補償する。 実用種の採取源を改良するため、特別母樹(林)は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を、林業種苗法第4条に基づき、農林水産大臣が指定し公共の目的に供することとしたことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	0228
(25)	森林整備活性化資金利子補給金 (平成6年度) (主)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	(1)①-ア (1)②-ア (3)①-ア (4)①-ア	林業者に対し、森林整備に要する経費を長期無利子で融資。 本支援より、林業経営の改善、経営規模の拡大などにより効率的かつ適切な森林整備を実施する林業者に対し、無利子で事業費を貸し付け、金利負担を軽減することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営がなされ、多様な樹種や階層からなる森林への誘導面積等の増加に寄与した。	0229

(26)	森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (主、関連: 元-12)	272 (272)	267 (267)	261 (256)	(3)-①-ア	京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告に必要な基礎データの収集・分析を行うとともに、算定・報告に対する国際審査に対応するための技術的課題の分析・検討等を行う。また、パリ協定の下での森林分野の計上ルール交渉に向けて算定ルール開発及び各国との戦略的対話を行う。 国際約束である我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成状況の算定・報告のために必要不可欠な事業であり、京都議定書に基づく森林吸収量の把握を通じて、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	0230
(27)	幹線林道事業移行円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	114 (114)	92 (92)	91 (91)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	国立研究開発法人 森林研究・整備機構に対して、緑資源幹線林道事業の廃止に際しての、当該林道事業を道県等に円滑に移行するために、受益者からの賦課金等の徴収及び借入金等の償還及び利払い、並びに賦課金の再調整等による混乱を生じさせることがないよう関係道県の要望も踏まえ、国の責任において確実に対応するための交付金。 既設幹線林道の道県等への円滑な移管が可能となることにより、適切な森林整備が推進し、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	0231
(28)	花粉発生源対策推進事業 (平成21年度) (主、関連: 元-12)	125 (121)	111 (109)	114 (105)	(2)-②-ア	花粉症対策苗木への植替えの支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等に対して支援する。 これにより花粉の少ない森林への転換を進め、国民の3割が罹患していると言われている花粉症の緩和に寄与した。	0232
(29)	森林生態系多様性基礎調査事業 (平成22年度) (主、関連: 元-12)	304 (304)	305 (305)	326 (321)	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	我が国の森林全域を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施。 全国の森林を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施することにより、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等に配慮した土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	0233
(30)	森林整備事業(補助) (平成23年度) (主、関連: 元-12)	28,447 (28,363)	27,051 (26,943)	26,836 (26,639)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備等に対しての補助。 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、造林コストの低減、木材等の林産物の供給等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保(平成25年から令和2年の平均・平成2年度を基準)の達成に向けて、間伐や針広混交林化等による土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与した。	0234
(31)	森林整備事業(直轄) (平成25年度) (主、関連: 元-12)	64,453 (62,223)	60,661 (59,385)	66,760 (64,957)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	国による直轄事業により、国有林野における間伐等の森林の整備や、それに必要となる路網の整備等を実施。 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、平成25年から令和2年までの8年間における国際的算入上限である年平均3.5% (1990年度総排出量比) の森林吸収量の確保に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与した。	0235
(32)	治山事業(直轄) (平成25年度) (主、関連: 元-12)	26,864 (25,924)	30,139 (28,789)	36,379 (34,628)	(5)-①-ア (5)-①-イ	国有林野(一部民有林)において、国による直轄事業により治山事業を実施。 これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与した。	0236
(33)	国有林野事業 (平成25年度) (主、関連: 元-12,19)	11,769 (11,110)	11,571 (11,118)	11,394 (11,051)	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0237
(34)	森林・山村多面的機能発揮対策 (平成25年度) (主、関連: 元-12)	1,700 (1,525)	1,490 (1,476)	1,425 (1,357)	(3)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ウ	地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用、活動の実施に必要な路網等の機能強化等山村の活性化に資する取組に対して支援する。 これにより、山村地域の活性化や国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与した。	0238
(35)	国際林業協力事業 (平成25年度) (主、関連: 元-12)	128 (127)	115 (115)	116 (115)	(8)-①-ア	二国間クレジット制度(JCM)におけるREDD+の実施体制強化・環境整備、途上国の森林保全を通じて経済価値を創出する事業モデルの開発普及、途上国の劣化した森林等における森林再生技術の調査分析や有効な技術の普及等を行う。 これにより、パリ協定で掲げられた「2℃目標」の実現等への貢献に向けて、民間企業等の知見、技術、資金を活用したREDD+活動の推進に寄与した。	0239
(36)	優良種苗低コスト生産推進事業 (平成25年度) (主、関連: 元-12)	138 (131)	100 (99)	87 (86)	(1)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	人工林が本格的な利用期を迎える中、主伐後の再造林に必要な優良種苗を低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、種の確保、苗木の生産技術及び生産効率の向上に向けた取組等に対して支援を行う。 これにより、主伐後の再造林が確実に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用等に寄与した。	0240
(37)	シカによる森林被害緊急対策事業 (平成27年度) (主)	216 (210)	166 (161)	142 (136)	(2)-③-ア	シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図る。また、シカの捕獲手法の効率的な普及に資するマニュアルの整備等を行う。 これにより、森林におけるシカ被害対策の推進に寄与した。	0241

(38)	REDD+推進民間活動支援事業 (平成27年度) (主、関連:元-12)	69 (69)	59 (59)	42 (42)	(8)-①-ア	我が国の民間企業等が二国間クレジット制度(JCM)を活用して途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減等(REDD+)を実施する際の技術的課題を解決するために必要な手法の開発、民間企業等がREDD+を実施する際に必要となる情報を提供する。 これにより、民間企業等のREDD+への参入を促進し、開発途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与した。	0242
(39)	新たな森林空間利用創出事業 (令和元年度) (主、関連:元-19)	—	—	32 (32)	(7)-①-ア (7)-①-イ	国土緑化運動の中心的な役割を果たす、全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催、及び全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施を支援。 本支援を通じて、広く国民の参加を得た運動を展開することにより、森林資源の循環利用の意義、森林づくりの重要性について、国民の理解を促し、行動へつなげていくことに寄与した。	0243
(40)	分収林施業転換推進事業 (平成30年度) (主、関連:元-12)	—	60 (60)	56 (56)	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	林業公社等が管理している分収林について、契約期間満了後の林地の適切な更新を確保するため、本事業により、針広混交林化に必要な施業体系への変更に向けた合意形成や分収比率の見直しに向けた合意形成、所在不明者がある契約等における所在不明者の特定作業、相続者の権利関係の確認作業等の取組を進めることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与した。	0244
(41)	世界遺産の森林生態系保全対策事業 (平成30年度) (主、関連:元-12)	—	57 (57)	52 (52)	(1)-②-ア	ユネスコ世界遺産委員会からの勧告等への対応として、小笠原諸島において外来樹木対策として在来樹木の植栽による森林修復手法の開発、奄美大島等において森林生態系の保全に配慮した管理手法の検討に対して支援する。 これにより、世界自然遺産及びその推薦地等の管理を維持し、世界的に価値のある日本の森林生態系を永続的に適切な状態で保全することに寄与した。	0245
(42)	森林情報活用促進事業 (令和元年度) (主、関連:元-12)	—	—	251 (169)	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	都道府県が保有する森林情報をクラウド化するシステムの整備等を支援することにより、森林資源情報や所有者情報等を都道府県、市町村、森林組合等の林業関係者で共有できる体制が整い、森林組合等の施業集約化の担い手に効率的に情報提供を行うことが可能となる。 これにより、施業集約化の加速化を図り、森林経営計画の作成を促進するとともに、効果的な間伐等の森林整備が推進され、水源涵養機能、山地災害防止、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等生産機能などの森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	0246
(43)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:元-18,19)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ (6)-①-ア	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動の支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病虫害等の被害の防止に寄与した。	0247
(44)	スマート林業構築推進事業 (平成30年度) (関連:元-12,18)	—	207 (203)	197 (197)	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	都道府県や市町村、林業事業者等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組や素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組等に対して支援。 これにより、森林経営計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与した。	0250
(45)	次世代林業基盤づくり交付金 (平成25年度) (関連:元-12,18,19)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	(1)-②-ア (2)-②-ア (4)-①-ア (6)-①-イ	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図ることで、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、山地災害等の防止、森林病虫害等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0253
(46)	【TPP関連事業】 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策 (平成27年度) (関連:元-12,18,19)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	(1)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	木材製品の競争力強化に向けて、川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成した体質強化計画に基づき、 ①合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化を図るための加工・流通施設の整備等 ②合板・製材・集成材工場等に対して原木を低コストかつ安定的に供給するための間伐材生産、路網整備等を一体的に推進するための取組に対して支援を行う。 また、非住宅分野等の外構部も含めた木造化・木質化に向け、JAS構造材等の普及・実証に対する支援や輸出促進等を行う。	0254
(47)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連:元-12,18,19)	—	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (6)-①-イ	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0255
(48)	木材需要の創出・輸出力強化対策 (平成30年度) (関連:元-12,18,19)	—	737 (731)	682 (673)	(6)-①-ア (6)-①-イ	公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大を支援。 本施策を通じ、新たな木材需要の創出を行うことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	0257
(49)	保安林の非課税 [固定資産税:地法348条の2第7号] (昭和25年度)	— (—)	— (—)	— (—)	(5)-①-ア (5)-①-イ	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与した。	—

(50)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	－
(51)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、保証金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与した。	－
(52)	保安林の非課税 [不動産取得税:地法73条の4] (昭和29年度)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	(5)-①-ア (5)-①-イ	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与した。	－
(53)	計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税:措法第70条の8の2] (昭和42年度)	0.1 (－)	0.1 (－)	0.1 (－)	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与した。	－
(54)	山林所得に係る森林計画特別控除 [所得税:措法第30条の2] (昭和43年度)	国税46 (53) 地方税99 (106)	国税54 (58) 地方税118 (124)	国税60 (－) 地方税125 (－)	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与した。	－
(55)	特定土地区画整備事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条、第65条の3、第68条の74] (昭和50年度)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	(5)-①-ア (5)-①-イ	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与した。	－
(56)	特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 [相続税:措法第70条の9] (昭和62年度)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	(5)-①-ア (5)-①-イ	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与した。	－
(57)	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税:措法第69条の5] (平成14年度)	32 (－)	29 (－)	29 (－)	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に参入すべき価格は当該森林経営(施業)計画対象山林の価格に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与した。	－
(58)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税:措法第70条の6の4] (平成24年度)	160 (－)	151 (－)	162 (－)	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与した。	－

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	令和2年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)	R1年度 (百万円)			
(1)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	45,142 の内数 (44,949の内 数)	45,771 の内数 (45,222の内 数)	47,923 の内数 (47,164の内数)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	離島振興法に基づき、国が策定した「離島振興基本方針」を踏まえて各都県が策定した「離島振興計画」に位置づけられている各種公共事業の執行に充当。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与した。	国-0444
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業 (昭和29年度)	22,290 の内数 (21,888の内 数)	21,518 の内数 (21,355の内 数)	24,588 の内数 (24,232の内数)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	奄美群島振興開発特別措置法に基づき、鹿児島県が策定した「奄美群島振興開発計画」に基づく事業について、同法第6条の規定に基づき、国の負担及び補助の割合を嵩上げて支援をしている(公共事業会計費の地域一括計上)。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与した。	国-0445
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	572,466の内数 (570,349の内 数)	569,808の内 数 (567,242の内 数)	684,205 の内数 (681,487の内 数)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	昭和25年2月10日閣議決定に基づき、北海道開発に関する社会資本整備を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与した。	国-0449
(4)	【参考:内閣府より】 森林整備事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	330 の内数 (311 の内数)	317 の内数 (307 の内数)	286 の内数 (281 の内数)	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	森林の有する多面的機能が維持、高度に発揮されるよう、植付け、下刈り、除伐、間伐等や松くい虫被害にあいにくい山林への改質・改良を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備等の推進に寄与した。	内-0073
(5)	【参考:内閣府より】 治山事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	282 の内数 (248 の内数)	273 の内数 (217 の内数)	400 の内数 (388 の内数)	(5)-①-ア (5)-①-イ	災害の防止、軽減を図るため、山腹崩壊地等の山地の復旧整備や季節風等から住宅、農地等を保全するための防風林等の整備等を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、国土の保全等の推進に寄与した。	内-0074
(6)	【参考:復興庁より】 放射性物質対策型森林・林業再生総合対策事業 (平成24年度)	4,828 (4,375)	3,570 (3,212)	2,913 (2,692)	—	森林内における放射性物質の実態把握、森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証等、放射性物質対策型林業再生対策を実施。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	復-0095
(7)	【参考:復興庁より】 治山事業(直轄) (平成24年度)	2,965 (2,784)	3,024 (2,758)	1,726 (1,688)	—	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	復-0096
(8)	【参考:復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	8,825 (8,777)	8,330 (8,294)	5,272 (5,257)	—	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	復-0097
(9)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(直轄) (平成25年度)	2,477 (1,913)	2,336 (2,223)	2,149 (2,057)	—	東日本大震災の被災地に所在する国有林野において、間伐等の適切な森林整備による「災害に強い森林づくり」を進めるとともに、放射性物質の影響を受けた森林の整備に対する被災地のニーズを踏まえた事業を実施することにより、地域の森林・林業・木材産業の再生を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	復-0098
(10)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(補助) (平成24年度)	2,509 (2,507)	3,475 (3,474)	3,639 (3,639)	—	原子力災害特有の課題である放射性物質の影響に対処するため、①「災害に強い森林づくり」として、放射性物質と一体となった間伐等やこれらの施業に必要な路網整備、②放射性物質の影響等により特に森林整備が進みがたい人工林において、公的主体による緊急的な間伐等(「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」)を実施することにより、豪雨等により森林から放射性物質を含む土壌が流出することを防止することを目的とする。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	復-0099
(11)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(国研) (平成24年度)	483 (482)	535 (535)	487 (487)	—	放射性物質の影響等により森林整備が進み難い人工林等のうち、土地所有者自身の自助努力では適正な森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「森林研究・整備機構」という。)が森林を造成することにより、公益的機能の発揮や放射性物質を含む土壌の流出防止等に寄与することを目的としている。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与した。	復-0100

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。